物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積）及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。

⑴～⑹　（略）

⑯　（略）

⑰　６欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」並びに７欄の「タ」は、百分率を用いてください。

第四十九号の八様式（第十条の四の十三関係）（Ａ４）

（略）

第五十号様式（第十条の四の十三関係）（Ａ４）

（略）

第六十一号様式（第十条の十六関係）（Ａ４）

（第二面）

申請区域及びその区域内の建築物等に関する事項

【１．地名地番】～【10．建築面積】　（略）

【11．延べ面積】　（略）

【イ．建築物全体】～【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】　（略）

【ホ．認定機械室等の部分】（　　）（　　）（　　）（　　）

【ヘ．自動車車庫等の部分】～【ル．宅配ボックスの設置部分】　（略）

【ヲ．その他の不算入部分】（　　）（　　）（　　）（　　）

【ワ．住宅の部分】～【タ．延べ面積の申請区域の面積に対する割合】　（略）

【12．用途地域】～【19．備考】　（略）

（第三面）

建築物別概要

【１．建築物の番号】

【２．工事種別等】　□新築　□増築　□改築　□移転　□大規模の修繕　□大規模の模様替　□既設

【３．構造】～【11．備考】　（略）

（注意）

１．・２．（略）

３．第二面関係

①～⑬　（略）

⑭　都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の９第１項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ１メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は

築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。

⑴～⑹　（略）

⑯　（略）

⑰　６欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」並びに７欄の「カ」は、百分率を用いてください。

第四十九号の八様式（第十条の四の八関係）（Ａ４）

（略）

第五十号様式（第十条の四の八関係）（Ａ４）

（略）

第六十一号様式（第十条の十六関係）（Ａ４）

（第二面）

申請区域及びその区域内の建築物等に関する事項

【１．地名地番】～【10．建築面積】　（略）

【11．延べ面積】　（略）

【イ．建築物全体】～【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】　（略）

（新設）

【ホ．自動車車庫等の部分】～【ヌ．宅配ボックスの設置部分】　（略）

（新設）

【ル．住宅の部分】～【カ．延べ面積の申請区域の面積に対する割合】　（略）

【12．用途地域】～【19．備考】　（略）

（第三面）

建築物別概要

【１．建築物の番号】

【２．工事種別等】　□新築　□増築　□改築　□移転　□既設

【３．構造】～【11．備考】　（略）

（注意）

１．・２．（略）

３．第二面関係

①～⑬　（略）

⑭　都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の９第１項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ１メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は